

●香川県警察本部告示第11号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通行禁止除外車及び駐車禁止除外車の指定の審査基準)</p> <p>第3条 施行細則第4条第1項第3号カ(ウ)及び第4号カ(エ)に規定する電信、電話、電気、ガス、水道等の工事は、公益事業者又はその委託を受けた者が当該公益事業の用に供する施設を修復するための工事に限るものとする。</p> <p>2 施行細則第4条第1項第3号カ(ク)及び第4号カ(セ)に規定する公共性を有する目的又は公益上やむを得ない目的は、公共性又は公益性の高いことが社会的に認知されている目的であり、かつ、当該目的のために使用する車両につき、社会通念上通行禁止又は駐車禁止の除外の指定を受ける以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制又は駐車禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性又は公益性及び必要性があると認められるものとする。</p> <p>3 施行細則第4条第1項第4号カ(オ)に規定するこれに準ずる者は、助産師とする。</p> <p>4 施行細則第4条第1項第4号キ(ア)に規定する公安委員会が認める者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表による障害の区分及び程度が次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。</p> <p>(1) 平衡機能障害が4級又は5級で特に歩行が困難と認める者</p> <p>(2) 下肢不自由が3級の2、3級の3、4級又は5級で特に歩行が困難と認める者</p> <p>(3) 体幹不自由が4級又は5級で特に歩行が困難と認める者</p>	<p>(通行禁止除外車及び駐車禁止除外車の指定の審査基準)</p> <p>第3条 施行細則第4条第1項第3号オ(ウ)及び第4号オ(エ)に規定する電信、電話、電気、ガス、水道等の工事は、公益事業者又はその委託を受けた者が当該公益事業の用に供する施設を修復するための工事に限るものとする。</p> <p>2 施行細則第4条第1項第3号オ(エ)及び第4号オ(キ)に規定する公共性を有する目的又は公益上やむを得ない目的は、公共性又は公益性の高いことが社会的に認知されている目的であり、かつ、当該目的のために使用する車両につき、社会通念上通行禁止又は駐車禁止の除外の指定を受ける以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制又は駐車禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性又は公益性及び必要性があると認められるものとする。</p> <p>3 施行細則第4条第1項第4号オ(オ)に規定するこれに準ずる者は、助産師とする。</p> <p>4 施行細則第4条第1項第4号カ(ア)に規定する歩行困難な者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表による障害の区分及び程度が次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。</p> <p>(1) 視覚障害が2級以上</p> <p>(2) 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹の肢体不自由が5級以上</p> <p>(3) 心臓機能障害、じん臓機能障害又は呼吸器機能障害が3級以上</p> <p>(4) ぼうこう又は直腸の機能障害が3級以上</p> <p>(5) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害が3級以上</p> <p>5 施行細則第4条第1項第4号カ(イ)に規定する歩行困難な者は、交付を受けている療育手帳の判定記録に記載された障害の程度が㉠（最重度）</p>

(通行禁止除外及び駐車禁止除外の標章交付申請書の添付書類)

第4条 略

(1) 施行細則第4条第1項第3号カ(ア)から(ク)まで並びに第4号カ(ア)から(エ)まで及び(キ)から(セ)までに掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる書類

ア・イ 略

(2) 施行細則第4条第1項第4号カ(オ)及び(カ)に掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる書類

ア・イ 略

(3) 施行細則第4条第1項第4号キ(ア)から(オ)までに掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる書類

ア 歩行困難な者 次の書類

(ア) 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写しその他の歩行困難な者であることを証明する書類

(イ)・(ウ) 略

(エ) 第1号イに掲げる書類(主たる車両がない場合を除く。)

イ 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 第1号イに掲げる書類(主たる車両がない場合を除く。)

第4章 駐車許可

第9条 削除

又はA(重度)に該当すると認められる者とする。

(通行禁止除外及び駐車禁止除外の標章交付申請書の添付書類)

第4条 施行細則第4条第3項の規定により標章交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 施行細則第4条第1項第3号オ(ア)から(エ)まで並びに第4号オ(ア)から(エ)まで及び(キ)に掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる書類

ア・イ 略

(2) 施行細則第4条第1項第4号オ(オ)及び(カ)に掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる書類

ア・イ 略

(3) 施行細則第4条第1項第4号カ(ア)から(ウ)までに掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる書類

ア 歩行困難な者 次の書類

(ア) 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写しその他の歩行困難な者であることを証明する書類

(イ)・(ウ) 略

(エ) 第1号イに掲げる書類

イ 色素性乾皮症患者 次の書類

(ア)・(イ) 略

(ウ) 第1号イに掲げる書類

第4章 駐車許可

(駐車許可の審査基準)

第9条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項の規定による許可

(以下この章において「駐車許可」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

(2) 駐車許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

(3) 現に交通の妨害となるおそれはあるが、次に掲げる要件のすべてを満たすことから、やむを得ないものであると認められるとき。

ア 申請に係る日時及び場所以外に駐車場所を確保することができないと認められること、又は申請に係る日時及び場所以外の日時及び場所においてはおよそ申請に係る駐車目的が達せられないこと。

イ 申請に係る日時及び場所以外において、より影響の少ない日時又は道路の部分を指定して許可することによってはおよそ目的が達せられないこと。

ウ 当該申請に係る駐車必要性が、交通の妨害となる程度にかんがみ、不許可とする必要性を上回るものであること。

2 施行細則第10条第1項第1号に掲げる車両に係る駐車許可は、当該車両ごとに日時、場所及び用務を特定して行うものとする。この場合において、6月以内の期間を定め、駐車する車両ごとに、駐車の日時、場所及び運転者を記載した一覧表を駐車許可申請書に添付させることにより一括して許可することができる。

3 施行細則第10条第1項第3号に掲げる車両で、周期的又は定期的に繰り返して貨物の積卸しを行うものについては、駐車許可を行わないものとする。

(駐車許可申請書の添付図書)

第10条 施行細則第10条第8項において準用する施行細則第7条第3項の規定により警察署長が駐車許可申請書に添付を求めることができる図書は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 当該駐車しようとする駐車禁止道路の存する場所の図面

(3) 施行細則第10条第1項第1号に掲げる車両については、健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること、又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第1号の規定による委託を受けている者であることを証する書面(申請者が地方公共団体である場合を

(駐車許可申請書の添付図書)

第10条 略

(1) 略

(2) 当該駐車しようとする駐車禁止道路の存する場所の図面(図面の範囲は用務先からおおむね半径100m)

(3) 施行細則第10条第1項第9号に定める重量又は長大な貨物の積卸しにあつては、当該貨物の諸元を証明する資料

(4) 略

(駐車許可の条件)

第12条 警察署長は、法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定による許可（以下この章において「駐車許可」という。）をするときは、当該許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第5項の駐車許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。

(制限外積載許可の審査基準)

第20条 略

- (1) 略
- (2) 略

ア 大型自動車、中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 次に掲げる基準

(ア)・(イ) 略

(ウ) 高さ 4.3メートル（三輪の普通自動車及び施行規則第7条の16に規定する普通自動車にあつては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。

(エ) 略
イ～オ 略

(3) 略

(技能試験コースの設定)

第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験（以下「技能試験」という。）のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定基準に基づき、それぞれ当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 普通自動車免許（以下「普通免許」という。） 別表第3第6号の表に定める一般課題走行に係る課題設定基準がおおむね同等で、かつ、

除く。）

(4) その他必要な図書

(駐車許可の条件)

第12条 警察署長は、駐車許可をするときは、当該許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第5項の駐車許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。

(制限外積載許可の審査基準)

第20条 制限外積載許可は、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。

- (1) 略
- (2) 積載物の長さ、幅、高さ及び積載の方法が次に掲げる自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準を満たすとき。

ア 大型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 次に掲げる基準

(ア)・(イ) 略

(ウ) 高さ 4.3メートル（三輪の普通自動車及び施行規則第7条の10に規定する普通自動車にあつては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。

(エ) 略
イ～オ 略

(3) 略

(技能試験コースの設定)

第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験（以下「技能試験」という。）のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定条件に基づき、それぞれ当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 普通自動車免許（以下「普通免許」という。） 別表第3第5号の表に定める一般課題走行に係る課題設定条件がおおむね同等で、かつ、

走行順路の異なるコースを3種類以上及び同表に定める特別課題走行に係る課題設定基準を満たし、かつ、起点又は終点の異なる自主経路設定コースを6種類以上設定する。

- (2) 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。） 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上設定する。
- (3) 前2号に掲げる免許以外の免許 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上設定する。

(標準試験車)

第40条 略

免許の種類	車体の大きさ等			装置等	
	自動車の区分	長さ	幅		軸距
大型第二種免許及び大型仮免許	バス型の大型自動車（バス型で乗車定員30人以上のものをいう。以下同じ。）	10.00メートル以上	2.40メートル以上	5.15メートル以上	補助ブレーキを有するものであること。
		11.00メートル以下	2.50メートル以下	5.35メートル以下	

走行順路の異なるコースを3種類以上及び同表に定める特別課題走行に係る課題設定条件を満たし、かつ、起点又は終点の異なる自主経路設定コースを6種類以上設定する。

- (2) 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。） 課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上設定する。
- (3) 前2号に掲げる免許以外の免許 課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上設定する。

(標準試験車)

第40条 施行規則第24条第6項本文の規定により技能試験において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、同項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

免許の種類	車体の大きさ等			装置等
	長さ	幅	軸距	
大型第二種免許	10.00メートル以上 11.00メートル以下	2.40メートル以上2.50メートル以下	5.15メートル以上5.35メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。
	8.20メートル以上9.30メートル以下	2.40メートル以上2.50メートル以下	4.20メートル以上4.40メートル以下	

大型免許及び大型仮免許	最大積重量10,000キログラム以上の大型自動車	11.00メートル以上 12.00メートル以下	2.40メートル以上 2.50メートル以下	6.90メートル以上 7.20メートル以下	補助ブレーキを有するもので、3軸以上を有するものであること。
中型第二種免許及び中型仮免許	バス型の中型自動車(バス型で乗車定員11人以上29人以下のものという。以下同じ。)	8.20メートル以上 9.30メートル以下	2.25メートル以上 2.50メートル以下	4.20メートル以上 4.40メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。
中型免許及び中型仮免許	最大積重量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00メートル以上 8.00メートル以下	2.25メートル以上 2.50メートル以下	4.10メートル以上 4.40メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	乗車定員5人以上の普通自動車で、輪距が1.30メートル以上	4.40メートル以上 4.90メートル以下	1.69メートル以上 1.80メートル以下	2.50メートル以上 2.80メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。

大型自動車免許(以下「大型免許」という。)	7.00メートル以上7.80メートル以下	2.25メートル以上2.40メートル以下	4.10メートル以上4.40メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。
大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)	10.00メートル以上 11.00メートル以下	2.40メートル以上2.50メートル以下	5.15メートル以上5.35メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。
	8.20メートル以上9.30メートル以下	2.40メートル以上2.50メートル以下	4.20メートル以上4.40メートル以下	
	7.00メートル以上7.80メートル以下	2.25メートル以上2.40メートル以下	4.10メートル以上4.40メートル以下	
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	4.40メートル以上4.90メートル以下	1.69メートル以上1.80メートル以下	2.50メートル以上2.80メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。

	のもの						
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）						
大型自動二輪車免許（	総排気量0.700リ	オートマチック車以外の大型自動二輪車について	オートバイ型（オートマチ	大型自動二輪車免	オートマチック車以外の大型自動二輪車については、総排気量がおおむね	オートバイ型（オートマチック	

以下「大型二輪免許」という。）	<u>ットル以上の大型二輪車（AT限定大型二輪免許にあつては、総排気量0.60リットル以上0.650リットル以下のもの）</u>	は、総排気量がおおむね0.750リットルで、かつ、車両重量200キログラム以上のもの	ック車にあつては、スクーター型）とする。	許（以下「大型二輪免許」という。）	0.750リットルで、かつ、車両重量200キログラム以上のもの	車にあつては、スクーター型）とする。
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	<u>総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪車にあつては総排気量0.100リットル以上0.125リットル以下のもの）</u>	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの	オートバイ型（オートマチック車にあつては、スクーター型）とする。	普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの	オートバイ型（オートマチック車にあつては、スクーター型）とする。
けん 牽引免許	<u>けん 牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「</u>		<u>けん 牽引車は、四輪車の中型自動車で車両総重量11,000キログラム未満、第5輪荷重</u>	けん 牽引免許		<u>けん 牽引車は、四輪の普通自動車で車両総重量8,000キログラム未満、第5輪荷重5,000キロ</u>

	<p>被牽引車]という。)を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車(最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。)を牽引しているもの</p>	<p>6,500キログラム未満及び乗車定員29人以下のものに限る。</p>			<p>グラム未満及び乗車定員11人未満のものに限る。</p>
<p>普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラ以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のもののみを牽引する</p>	<p>キャンピングトレーラその他の車両総重量2,000キログラム未満の被牽引車でセミトレーラに該当しない</p>	<p>セミトレーラ以外の車両総重量2,000キログラム未満のものに限る。</p>			

ため^引免
許の申請が
あった場合

もの

(取消処分者講習の細目)

第47条 略

(1)～(3) 略

(4) 施行規則第38条第2項第3号の自動車等は、四輪車学級においては中型自動車又は普通自動車（危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、二輪車学級においては普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(5)・(6) 略

(停止処分者講習の細目)

第48条 略

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第3項第3号の自動車等は、受講者が受けている免許の種類に応じ、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動二輪車若しくは原動機付自転車とし、同号の運転シミュレーターは、受講者が受けている免許の種類に応じ、四輪又は二輪の運転シミュレーターとし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4)・(5) 略

(大型車等講習の細目)

第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

--	--	--

(取消処分者講習の細目)

第47条 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）は、施行規則第38条第2項並びに施行細則第37条及び第39条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 施行規則第38条第2項第3号の自動車等は、四輪車学級においては普通自動車（危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、二輪車学級においては原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(5)・(6) 略

(停止処分者講習の細目)

第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習（以下「停止処分者講習」という。）は、施行規則第38条第3項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第3項第3号の自動車等は、受講者が受けている免許の種類に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転シミュレーターは、受講者が受けている免許の種類に応じ、四輪又は二輪の運転シミュレーターとし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4)・(5) 略

(普通車講習の細目)

第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習（以下「普通車講習」という。）は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 公安員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の中型車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の普通車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

イ 大型車講習については、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めたものを修了した者で、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法99条第1項第3号の規定により大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者又は道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正前の法第99条の3第4項の規定により大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者、中型車講習及び普通車講習については、みなし教習指導員のうち、中型車講習にあっては大型自動車、普通車講習にあっては普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者又は道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に規定するみなし教習指導員のうち同法による改正前の法第99条第1項第3号の規定により普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任された者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程

自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロの規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型車講習にあつては大型免許、中型車講習にあつては中型免許、普通車講習にあつては普通免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第107条の4第8号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ)・(オ) 略

(3) 大型車講習にあつては大型自動車（貨物自動車に限る。）、中型車講習にあつては中型自動車（貨物自動車に限る。）、普通車講習にあつては普通自動車を使用（それぞれの車にあつては、大型免許等に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）及び施行規則第33条第4項第1号ホに規定する運転シミュレーターのほか、大型車講習、中型車講習及び普通車講習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行うこと。

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

ア 大型車講習及び中型車講習

講習事項の区分	講習方法	講習時間
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあつては道路及び届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第4項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。	1時間
貨物自動車	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、	1時間

で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロの規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で普通免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第107条の4第7号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ)・(オ) 略

(3) 普通自動車（普通免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）及び施行規則第33条第4項第1号ホに規定する運転シミュレーターのほか、普通車講習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行うこと。

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

<u>の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識</u>	<u>討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</u>	
<u>夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能</u>	<u>大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</u>	<u>1 時間</u>
<u>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</u>	<u>1 大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあつては凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該施設を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができると認められる場合を除く。）。</u> <u>2 大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</u>	<u>1 時間</u>
<u>備考</u> <u>1 大型車講習にあつては大型自動車を、中型車講習にあつては中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に</u>		

対し行うものとする。

- 2 運転シミュレーターによる実技訓練は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
- 3 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習については、観察学習（自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習をいう。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（受講者が自動車の運転を通じ、見、感じ、又は思った危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習をいう。以下同じ。）による講習を行うこと。この場合において、観察学習についてのみ複数教育（自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人若しくは2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習をいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができる。
- 4 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、原則として日没後の道路において行うものとする。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用して行うもの又は講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習若しくは届出自動車教習所のコースにおける講習により夜間特有の眩感、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。
- 5 4の講習を行うことが困難な場合は、日没に近接した時間に行うことができる。この場合において、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩感、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き届出自動車教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う講習方法（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）により

実施するものとする。この場合において、講習中に日没となったときは、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

6 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習を道路において行う場合は、中央分離帯のないコースで行うものとする。

7 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、道路又は届出自動車教習所のコースにおいて凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用し行うもの、スキッドコース若しくはスキッド講習車を使用し行うもの又は講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き、道路若しくは届出自動車教習所のコースにおいて凍結若しくは積雪状態にある路面での走行を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。

8 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき、大型車講習にあつては大型免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、中型車講習にあつては中型免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。ただし、貨物自動車の特性を理解した運転に係るものについては、受講者1名に対し、届出自動車教習所指導員1名が担当するものとする。

イ 普通自動車

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の細目)

第50条 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習は、施行規則第38条第5項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 略
- (2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪車講習（施

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(大型二輪車講習の細目)

第50条 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習（以下「大型二輪車講習」という。）は、施行規則第38条第5項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 略
- (2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許を現に

行規則第38条第5項第1号の表の大型二輪車講習をいう。以下同じ。) については、大型二輪車を運転することができる免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、普通二輪車講習(施行規則第38条第5項第1号の表の普通二輪車講習をいう。以下同じ。) については、普通二輪車を運転することができる免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下同じ。) (以下「大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行うこと。

- ア 大型二輪車講習にあつては大型二輪免許、普通二輪車講習にあつては普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
 - イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型自動二輪車又は普通自動二輪車をそれぞれ運転することができる免許に係るものに限る。) 又は届出自動車教習所指導員研修課程でそれぞれの自動二輪車を運転することができる免許に係るものを修了した者であつて、前条第2号ウ(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないもの
 - ウ 普通二輪車講習にあつては、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(平成8年国家公安委員会規則第9号)附則第9項の規定により教習指導員資格者証(普自二)とみなされる教習指導員資格者証(自二)の交付を受けた者又みなし教習指導員のうち道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)による改正前の法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (3) 大型自動二輪車、普通自動二輪車及び運転シミュレーターのほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
- ア おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース
 - イ 略
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、大型二輪車講習又は普通二輪車講習を行うために必要な建物その他の設備
- (4) 略

講習事項の区分	講習方法	講習時間
大型自動二	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び運	略

受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行うこと。

- ア 大型二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
 - イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型二輪免許に係る者に限る。) 又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であつて、前条第2号イ(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないもの
- (3) 大型自動二輪車及び運転シミュレーターのほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
- ア おおむね長円形で、50メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース
 - イ 略
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、大型二輪車講習を行うために必要な建物その他の設備
- (4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
大型自動二	大型自動二輪車及び運転シミュレーター	2時間

輪車又は普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	転シミュレーターを用い、大型自動二輪車又は普通自動二輪車を用いる場合にあつては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第5項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。
大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	略
備考 1 略 2 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。	

輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	を用い、大型自動二輪車を用いる場合にあつては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第5項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。
大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	略
備考 1 略 2 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。	

(普通二輪車講習の細目)

第51条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習（以下「普通二輪車講習」という。）は、施行規則第38条第6項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許又は普通二輪免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者、技能検

第51条 削除

定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9項の規定により教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けた者又は道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に規定するみなし教習指導員のうち同法による改正前の法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であつて、第49条第2号イ（ア）から（オ）までのいずれにも該当しないもの

(3) 普通自動二輪車及び運転シミュレーターのほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア おおむね長円形で、50メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

イ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ウ ア及びイに掲げるもののほか、普通二輪車講習を行うために必要な建物その他の設備

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動二輪車及び運転シミュレーターを用い、普通自動二輪車を用いる場合にあつては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第6項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。	2時間
普通自動二輪車の運転に係る危	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届	1時間

- (応急救護処置講習の細目)
- 第52条 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習(以下「応急救護処置講習」という。)は、施行規則第38条第8項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 略
- (2) 第49条第2号、第50条第2号又は第53条の2第2号に規定する者(施行規則第38条第8項第2号に規定する者に限る。)が行うこと。
- (3) 略
- (4) 施行規則第38条第8項第4号の実技訓練は、次により行うこと。
- ア 施行規則第38条第8項第3号の模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものとし、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ(胸骨圧迫)について受講者の4人に対し大人の全身のもの2体又は大人の全身のもの1体及び大人の半身のもの1体(第二種運転免許に係るもの)にあつては、乳児の全身のもの1体を加えるものとする。)の割合により用いること。
- (ア) 全身の模擬人体装置は、次の機能を有するものであること。
- a 気道確保
- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

<u>険の予測その他の安全な運転に必要な知識</u>	<u>出自動車教習所の建物において行うこと。</u>
<p>備考</p> <p>1 <u>運転シミュレーターによる実技訓練は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</u></p> <p>2 <u>実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。</u></p>	

- (応急救護処置講習の細目)
- 第52条 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習(以下「応急救護処置講習」という。)は、施行規則第38条第7項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 略
- (2) 第49条第2号、第50条第2号、前条第2号又は第53条の2第2号に規定する者(施行規則第38条第7項第2号に規定する者に限る。)が行うこと。
- (3) 略
- (4) 施行規則第38条第7項第4号の実技訓練は、次により行うこと。
- ア 施行規則第38条第7項第3号の模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものとし、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージについて受講者の4人に対し大人の全身のもの2体又は大人の全身のもの1体及び大人の半身のもの1体(大型第二種免許及び普通第二種免許に係るもの)にあつては、乳児の全身のもの1体を加えるものとする。)の割合により用いること。
- (ア) 全身の模擬人体装置は、次の機能を有するものであること。
- a 気道確保
- (a) 頭部後屈あご先挙上法の実施が可能であること。
- (b) 気道を確保した状態が視覚的若しくは聴覚的に認知できる

b 人工呼吸

(a) 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き(上がったたり下がったり)が視覚的に確認できること。

(b) (a)の胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

(c) 略

c 心臓マッサージ(胸骨圧迫)

(a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。

(b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置は、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ(胸骨圧迫)の手順を習得することができる機能を有するものであること。

イ 時間は、2時間(第二種運転免許に係るものにあつては、4時間)とすること。

(5) 応急救護処置講習を実施する場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

ア 実習前にうがい及び手洗いを実施させること。

イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講者に対し、事前に酒精綿(エタノール綿)を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。

ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用する事後の実習は中止すること。

エ 受講時に、顔面又は口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

オ 実習後は、ディスプレイの交換、フェイスマスク及び気道部分の清掃等の衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(6) 略

こと、又は気道を確保した状態でなければ人工呼吸が実施できない構造であること。

b 人工呼吸

(a) 呼気量の過不足を視覚的又は聴覚的に表示できること。

(b) 略

(c) フェイスマスク又は一方向弁付きフェイスシールドを使用する等感染症対策が講じられていること。

c 心臓マッサージ

(a) 圧迫の位置の適否を視覚的又は聴覚的に表示できること。

(b) 圧迫の強さの適否を視覚的又は聴覚的に表示できること。

(イ) 半身の模擬人体装置は、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージの手順を習得することができる機能を有するものであること。

イ 時間は、2時間(大型第二種免許及び普通第二種免許に係るものにあつては、4時間)とすること。

(5) 受講者10人以内に対し、第2号に規定する者1人が担当すること。

(原付講習の細目)

第53条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習(以下「原付講習」という。)は、施行規則第38条第6項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 原動機付自転車のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

イ・ウ 略

(4) 施行規則第38条第6項第2号の必要な教材として筆記による安全運転自己診断を用いて行うこと。

(5) 略

講習事項の区分	講習方法	講習時間
原動機付自転車の操作方法及び走行方法	原動機付自転車を用い、運転免許センターのコースにおいて施行規則第38条第6項第3号の実技訓練(以下この表において「実技訓練」という。)を行うこと。	2時間
略		
備考	略	

(旅客車講習の細目)

第53条の2 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習(以下「旅客車講習」という。)は、施行規則第38条第7項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型旅客車講習(施行規則第38条第7項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。)にあっては大型第二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、中型旅客車講習(施行規則第38条第7項第2号の表の中型旅客車講習をいう。以下同じ。)にあっては中型第二種免

(原付講習の細目)

第53条 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習(以下「原付講習」という。)は、施行規則第38条第8項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 原動機付自転車のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア おおむね長円形で、50メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

イ・ウ 略

(4) 施行規則第38条第8項第2号の必要な教材として筆記による安全運転自己診断を用いて行うこと。

(5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
原動機付自転車の操作方法及び走行方法	原動機付自転車を用い、運転免許センターのコースにおいて施行規則第38条第8項第3号の実技訓練(以下この表において「実技訓練」という。)を行うこと。	2時間
略		
備考	略	

(旅客車講習の細目)

第53条の2 法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習(以下「旅客車講習」という。)は、施行規則第38条第9項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次に掲げるものにより行うこと。

許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。）にあつては普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型第二種免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 大型旅客車講習にあつては大型第二種免許、中型旅客車講習にあつては中型第二種免許、普通旅客車講習にあつては普通第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型旅客車講習にあつては大型第二種免許、中型旅客車講習にあつては中型第二種免許、普通旅客車講習にあつては普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型旅客車講習にあつては大型第二種免許、中型旅客車講習にあつては中型第二種免許、普通旅客車講習にあつては普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 21歳未満のもの

(イ) 過去3年以内に法第99条の5第5項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第5条に規定する終了証明書の発行に関し不正な行為をした者

(ウ) 法第117条の4第8号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ) 自動車等を運転して刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第1項の罪又は法に規定する罪（（ウ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項第2号又は第3号に該当することにより法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、返納の日から起算して3年を経過しない者

ア 大型旅客車講習（施行規則第38条第9項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。）については、大型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの（以下「大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）

(ア) 大型第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第49条第2項第1号イ（ア）から（オ）までのいずれにも該当しないもの

(3) 大型旅客車講習にあつてはバス型の大型自動車、中型旅客車講習にあつてはバス型の中型自動車、普通車講習にあつては普通自動車（それぞれの車にあつては、大型免許等に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）を使用し、並びに施行規則第33条第4項第1号ホに規定する運転シミュレーター及び大型旅客車講習、中型旅客車講習又は普通旅客車講習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行うこと。

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法		講習時間
	大型旅客車講習及び中型旅客車講習	普通旅客車講習	

イ 普通旅客車講習（施行規則第38条第9項第2号の表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。）については、普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの（以下「普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）

(ア) 普通第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(イ) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、第49条第2項第1号イ(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないもの

(3) 次に掲げる講習の区分に応じ、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア 大型旅客車講習 次の設備

(ア) 乗車定員30人以上のバス型の大型自動車（届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）若しくは普通自動車（届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。イにおいて同じ。）又は運転シミュレーター

(イ) (ア)に掲げるもののほか、大型旅客車講習を行うために必要な建物その他の設備

イ 普通旅客車講習 次の設備

(ア) 普通自動車又は運転シミュレーター

(イ) (ア)に掲げるもののほか、普通旅客車講習を行うために必要な建物その他の設備

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法		講習時間
	大型旅客車講習	普通旅客車講習	

<p>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第7項第4号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。</p>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</p>	<p>2 時間</p>	<p>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>バス型の大型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第9項第4号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。</p>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</p>	<p>2 時間</p>
<p>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>1 時間</p>	<p>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>1 時間</p>		
<p>夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュ</p>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において実技</p>	<p>1 時間</p>	<p>夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>バス型の大型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建</p>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において実技</p>	<p>1 時間</p>

	レーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。	訓練を行うこと。			物において実技訓練を行うこと。	訓練を行うこと。	
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	<p>1 <u>バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあっては凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設</u></p>	<p>1 <u>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては、凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習</u></p>	1 時間		<p>1 <u>バス型の大型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>バス型の大型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実</u></p>	<p>1 <u>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては、凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</u></p>	1 時間

	備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。	所の建物において実技訓練を行うこと。	
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他交通安全の確保について必要な知識	大型旅客車講習にあってはバス型の大型自動車及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車、中型旅客車講習にあってはバス型の中型自動車及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行うこと。	普通自動車及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行うこと。	1 時間
備考			
<p>1 大型旅客車講習にあってはバス型の大型自動車を、<u>中型旅客車講習にあってはバス型の中型自動車を</u>、普通旅客車講習にあっては普通自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習については、<u>観察学習及びコメンタリードライビングによる講習を1時間ずつ行うこと。この場合において、観察学習についてのみ運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。</u></p> <p>4 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、原則として日没後の道路において行うものとする。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用して行うもの又は講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、</p>			

	技訓練を行うこと。		
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他交通安全の確保について必要な知識	バス型の大型自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	1 時間
備考			
<p>1 大型旅客車講習にあってはバス型の大型自動車を、普通旅客車講習にあっては普通自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習のうち、<u>運転シミュレーターを用いて行うものについては、大型旅客車講習にあってはバス型の大型自動車を、普通旅客車講習にあっては普通自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。</u></p> <p>4 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習については、<u>夜間における道路での講習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコース、建物その他の設備において行うことができる。</u></p>			

暗室における講習若しくは届出自動車教習所のコースにおける講習により夜間特有の眩感、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。

5 4の講習を行うことが困難な場合は、日没に近接した時間に行うことができる。この場合において、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩感、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き届出自動車教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う講習方法（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）により実施すること。

6 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習を道路において行う場合は、中央分離帯のないコースで行うものとする。この場合において、大型旅客車講習にあっては、車内の照明を点灯させて行うものとする。

7 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、道路又は届出自動車教習所のコースにおいて凍結又は積雪状態にある路面での走行に限る。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用して行うもの、スキッドコース若しくはスキッド講習車を使用して行うもの又は講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き、道路若しくは届出自動車教習所のコースにおいて凍結若しくは積雪状態にある路面での走行を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。

8 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る講習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となつて実習を行うこと。この場合において、講習の一部として約20分以内のビデオを使用した講習を行うことができるものとする（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。

9 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グルー

5 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習の一部であつて、夜間対向車の灯火により眩感されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難なることを体験することによるものについては、自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

6 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習のうち、バス型の大型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

7 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る講習の一部については、大型旅客車講習にあっては普通自動車を、普通旅客車講習にあってはバス型の大型自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。

8 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グルー

プにつき、大型旅客車講習にあつては大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、中型旅客車講習にあつては中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、普通旅客車講習にあつては普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。

(指定自動車教習所職員講習の細目)

第54条 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習(以下「指定自動車教習所職員講習」という。)は、施行規則第38条第9項及び施行細則第88条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第9項第2号の表の自動車等は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同表の運転シミュレーターは、四輪又は二輪の運転シミュレーターとすること。

(4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第9項第2号の表の自動車の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア・イ 略

(5)・(6) 略

(7) 施行規則第38条第9項第1号に規定する管理者を直接に補佐する職員に対する指定自動車教習所職員講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(初心運転者講習の細目)

第55条 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)は、施行規則第38条第10項並びに施行細則第85条及び第89条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第10項第3号の自動車等は、普通免許に係る初心運転者講習にあつては法第71条の5第1項の標識を付けた普通自動車(普通自動車に係る運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講

プにつき、大型旅客車講習にあつては大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、普通旅客車講習にあつては普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。

(指定自動車教習所職員講習の細目)

第54条 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習(以下「指定自動車教習所職員講習」という。)は、施行規則第38条第10項及び施行細則第88条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第10項第2号の表の自動車等は、大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同表の運転シミュレーターは、四輪又は二輪の運転シミュレーターとすること。

(4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第10項第2号の表の自動車の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア・イ 略

(5)・(6) 略

(7) 施行規則第38条第10項第1号に規定する管理者を直接に補佐する職員に対する指定自動車教習所職員講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(初心運転者講習の細目)

第55条 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)は、施行規則第38条第11項並びに施行細則第85条及び第89条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第11項第3号の自動車等は、普通免許に係る初心運転者講習にあつては法第71条の5第1項の標識を付けた普通自動車(普通自動車に係る運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講

ずることができる装置を備えたものに限る。)、大型二輪免許に係る初心運転者講習にあっては大型自動二輪車、普通二輪免許に係る初心運転者講習にあっては普通自動二輪車、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)に係る初心運転者講習にあっては原動機付自転車とすること。

- (4) 略
- (5) 施行規則第38条第10項第3号の必要な教材として筆記による運転適性検査を用いて行うこと。
- (6) 略

講習事項	講習方法	講習時間	
		普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許	原付免許
略			
自動車等の運転について必要な技能	自動車等を用い、指定講習機関のコース及びその周辺の道路において施行規則第38条第10項第4号の実技訓練(以下この表において「実技訓練」という。)を行うこと。	3時間	1時間30分
略			
備考 略			

(更新時講習の細目)

第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習(以下「更新時講習」という。)は、施行規則第38条第11項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

ずることができる装置を備えたものに限る。)、大型二輪免許に係る初心運転者講習にあっては大型自動二輪車、普通二輪免許に係る初心運転者講習にあっては普通自動二輪車、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)に係る初心運転者講習にあっては原動機付自転車とすること。

- (4) 略
- (5) 施行規則第38条第11項第3号の必要な教材として筆記による運転適性検査を用いて行うこと。
- (6) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項	講習方法	講習時間	
		普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許	原付免許
略			
自動車等の運転について必要な技能	自動車等を用い、指定講習機関のコース及びその周辺の道路において施行規則第38条第11項第4号の実技訓練(以下この表において「実技訓練」という。)を行うこと。	3時間	1時間30分
略			
備考 略			

(更新時講習の細目)

第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習(以下「更新時講習」という。)は、施行規則第38条第12項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 施行規則第38条第11項第1号の表の必要な教材として筆記による安全運転自己診断を用いて行うこと。ただし、高齢者学級にあつては、運転シミュレーター及び運転適性検査器材を用いて行うこと。

(5) 略

講習事項	講習方法	講習時間			
		優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習
略					
備考					
1 この表において、「優良運転者講習」とは施行規則第38条第11項第1号の表1の項第1欄に掲げる講習を、「一般運転者講習」とは同表2の項第1欄に掲げる講習を、「違反運転者講習」とは同表3の項第1欄に掲げる講習を、「初回更新者講習」とは同表4の項第1欄に掲げる講習をいう。					
2 略					

(6) 略

(高齢者講習の細目)

第57条 高齢者講習は、施行規則第38条第12項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第12項第2号の自動車等は、受講者の免許の種類及び自動車等の運転の経験に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4)・(5) 略

(違反者講習の細目)

第58条 違反者講習は、施行規則第38条第13項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 施行規則第38条第12項第1号の表の必要な教材として筆記による安全運転自己診断を用いて行うこと。ただし、高齢者学級にあつては、運転シミュレーター及び運転適性検査器材を用いて行うこと。

(5) 免許証の有効期間が満了する日における年齢が65歳未満の者に対する更新時講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項	講習方法	講習時間			
		優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習
略					
備考					
1 この表において、「優良運転者講習」とは施行規則第38条第12項第1号の表1の項第1欄に掲げる講習を、「一般運転者講習」とは同表2の項第1欄に掲げる講習を、「違反運転者講習」とは同表3の項第1欄に掲げる講習を、「初回更新者講習」とは同表4の項第1欄に掲げる講習をいう。					
2 略					

(6) 略

(高齢者講習の細目)

第57条 高齢者講習は、施行規則第38条第13項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第13項第2号の自動車等は、受講者の免許の種類及び自動車等の運転の経験に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4)・(5) 略

(違反者講習の細目)

第58条 違反者講習は、施行規則第38条第14項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 運転免許センターにおいて行うこと。ただし、施行規則第38条第13項第2号の表1の項上欄に規定する活動の体験については、この限りでない。

(2) 略

(3) 施行規則第38条第13項第2号の表の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とし、同表の自動車等は、受講者が受けている免許の種類に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同表の運転シミュレーターは、受講者が受けている免許の種類に応じ、四輪又は二輪の運転シミュレーターとする。

(4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第13項第2号の表の自動車等の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア・イ 略

(5) 施行規則第38条第13項第2号の表1の項上欄に掲げる場合においては、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(6) 施行規則第38条第13項第2号の表2の項上欄に掲げる場合においては、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(1) 運転免許センターにおいて行うこと。ただし、施行規則第38条第14項第2号の表1の項上欄に規定する活動の体験については、この限りでない。

(2) 略

(3) 施行規則第38条第14項第2号の表の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とし、同表の自動車等は、受講者が受けている免許の種類に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同表の運転シミュレーターは、受講者が受けている免許の種類に応じ、四輪又は二輪の運転シミュレーターとする。

(4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第14項第2号の表の自動車等の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア・イ 略

(5) 施行規則第38条第14項第2号の表1の項上欄に掲げる場合においては、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(6) 施行規則第38条第14項第2号の表2の項上欄に掲げる場合においては、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

別表第1 (第32条関係)

自動車の区分	与える免許	自動車の 変速装置	運転することができ る自動車の種類の限 定
標準試験車と同一規格以上の普通自動車	略		

別表第1 (第32条関係)

自動車の区分	与える免許	自動車の 変速装置	運転することができ る自動車の種類の限 定
標準試験車と同一規格の普通自動車 (車体の大きさ等が標準試験車の車体の大きさ等より大きいものを含む。)	略		

標準試験車の規格に該当しない普通自動車（前項及び次項に掲げる普通自動車を除く。）	普通免許 普通第二種免許	手動式	長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下の普通自動車に限るものとする。ただし、標準試験車の規格に該当しないものの、長さが4.7メートルを超え、又は幅が1.7メートルを超える場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。	以下「標準普通車」という。） 標準普通車又は長さが3.40メートル以下、幅が1.48メートル以下、高さが2.00メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車においては、総排気量が0.660リットル以下のものに限る。以下「軽自動車」という。）以外の普通自動車	普通免許 普通第二種免許	手動式	長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下の普通自動車に限るものとする。ただし、当該自動車の長さが4.7メートルを超え、又は幅が1.7メートルを超える場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。
		オートマチック	長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下の普通自動車のオートマチック車に限るものとする。ただし、標準試験車の規格に該当しないものの、長さが4.7メートルを超え、又は幅が1.7メートルを超える場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。			オートマチック	長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下の普通自動車のオートマチック車に限るものとする。ただし、当該自動車の長さが4.7メートルを超え、又は幅が1.7メートルを超える場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。
軽車（660）（長さが3.40メートル以下、幅が1.48メ	普通免許	手動式	軽車（660）に限るものとする。	軽自動車	普通免許	手動式	軽自動車に限るものとする。

一トール以下及び高さが2.00メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）							
		オートマチック	軽車（660）のオートマチック車に限るものとする。		オートマチック	軽自動車のオートマチック車に限るものとする。	
標準試験車と同一規格以上の大型自動二輪車	大型二輪免許	略		標準試験車と同一規格の大型自動二輪車（標準試験車の総排気量を超えるものを含む。以下「標準大型二輪車」という。）	大型二輪免許	手動式	限定なし。
		オートマチック	大型自動二輪車で総排気量0.65リットル以下のオートマチック車に限るものとする。		オートマチック	総排気量0.65リットル以下のオートマチック車に限るものとする。	
標準試験車と同一規格の普通自動二輪車	普通二輪免許	略		総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車のうち、標準試験車と同一規格のもの（以下「標準普通二輪車」という。）	普通二輪免許	手動式	限定なし。
		オートマチック	普通自動二輪車のオートマチック車に限るものとする。			オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格の小型普通自動二輪車	普通二輪免許（小型限定）	略		総排気量0.100リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）	普通二輪免許	略	
標準試験車に該当しない自動二輪車	大型二輪免許 普通二輪免許	手動式	技能試験に使用した自動二輪車の総排気量以下の自動二輪車	標準大型二輪車以外の大型自動二輪車及び標準普通輪	大型二輪免許 普通二輪免許	手動式	当該自動二輪車の総排気量以下の自動二輪車に限るものとする。

	許		に限るものとする。
		オートマチック	技能試験に使用した自動二輪車の総排気量以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上のバス型の大型自動車	大型第二種免許	略	
		オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上のバス型の中型自動車	中型第二種免許	手動式	限定なし。
		オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格の大型自動車	大型免許	略	
		オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上の中型自動車	中型免許	手動式	限定なし。
		オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上の大型特殊自動車	略		
標準試験車と同一規格以上の牽引車	略		
備考	略		

車又は小型二輪車以外の普通自動二輪車	許		る。
		オートマチック	当該自動二輪車の総排気量以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格のバス型の大型自動車	大型第二種免許	手動式	限定なし。
		オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格の大型自動車	大型免許	手動式	限定なし。
		オートマチック	オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格の大型特殊自動車	略		
標準試験車と同一規格の牽引車	略		
備考	略		

別表第2 (第32条、第37条関係)

障害の状態等		免許の種類	免許の条件の内容	
部位等	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
略				
障害が重複す	略			

別表第2 (第32条、第37条関係)

障害の状態等		免許の種類	免許の条件の内容	
部位等	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
略				
障害が重複す	略			

る場合	
備考	略

る場合 身長	1 身長が おおむね 140センチメートル以下のもの	普通免許 普通二輪免許 小型特殊免許 原付免許	(1) 普通自動車二輪車は、小型二輪車に限るものとする。
備考	略		

別表第3 (第38条関係)

1 大型仮免許及び中型仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題		免許の種類	
		大型仮免許	中型仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	略	
	周回カーブ	2回以上	略
	指定場所における一時停止	1回以上	略
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ2回以上	略
	信号通過	略	
略			
路端における停車及び発進		1回	1回
隘路への進入		1回	1回
障害物設置場所の通過		2回以上	略
総走行距離		1,200メートル以上	略

2 普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題		回数等
幹線コース及び周回コース	指示速度による走行	略

別表第3 (第38条関係)

1 大型免許及び大型仮免許に係る技能試験の課題設定条件

課題		免許の種類	
		大型免許	大型仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指定速度による走行	略	
	周回カーブ	3回以上	略
	指定場所における一時停止	2回以上	略
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ3回以上	略
	信号通過	略	
略			
方向変換又は縦列駐車		1回	
障害物設置場所の通過		3回以上	略
総走行距離		2,000メートル以上	略

2 普通仮免許に係る技能試験の課題設定条件

課題		回数等
幹線コース及び周回コース	指定速度による走行	略

一スの走行	略
交差点の通行	略
略	
障害物設置場所の通過	2回以上
略	

3 大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）並びに牽引免許及び牽引第二種免許に係る場内試験の課題設定基準

課 題	免許の種類		
	大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許		牽引免許及び牽引第二種免許
	装輪	カタピラ	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	略	
	略	略	
略	略		

4 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る場内試験の課題設定基準

課題	免許の種類		
	大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通自動二輪免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	略	
	略	略	
略	略		

5 大型免許及び中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類	
	大型免許	中型免許

一スの走行	略
交差点の通行	略
略	
障害物設置場所の通過	3回以上
略	

3 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）並びに牽引免許及び牽引第二種免許に係る技能試験の課題設定条件

課 題	免許の種類		
	大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許		牽引免許及び牽引第二種免許
	装輪	カタピラ	
幹線コース及び周回コースの走行	指定速度による走行	略	
	略	略	
略	略		

4 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験の課題設定条件

課題	免許の種類		
	大型二輪免許	普通二輪免許	小型限定普通自動二輪免許
幹線コース及び周回コースの走行	指定速度による走行	略	
	略	略	
略	略		

信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上
右折及び左折	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上
横断歩道の通過	4回以上	4回以上
場内コース	方向転換又は縦列駐車	1回
	障害物設置場所の通過	1回
	後方間隔不良	1回
総走行距離	5,000メートル以上	5,000メートル以上

6 普通免許に係る路上試験の課題設定基準

区分	課題	回数等
一般課題走行	信号通過又は指定場所における一時停止	1回以上
	略	
	場内コースにおける方向変換又は縦列駐車	1回
	略	
特別課題走行	略	
備考 40キロメートル毎時以上の速度による走行が可能である道路が含まれていること。		

7 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類	
	大型第二種免許及び中型第二種免許	普通第二種免許
信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上
右折及び左折	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上
略		

5 普通免許に係る技能試験の課題設定条件

区分	課題	回数等
一般課題走行	40キロメートル毎時以上の速度による走行	1回以上
	信号通過又は指定場所における一時停止	1回以上
	略	
	コースにおける方向変換又は縦列駐車	1回
特別課題走行	略	

6 大型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験の課題設定条件

課題		免許の種類	
		大型第二種免許	普通第二種免許
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上
	信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上
略			

路端への停車及び駐車		略	
略			
場内コース	方向変換又は縦列駐車	略	
	鋭角	略	
	障害物設置場所の通過	1回	1回
	後方間隔不良	1回	
略			
総走行距離（路上コース）		略	
備考			
<p>1 普通第二種免許に係る信号通過又は一時停止については、信号機によらない一時停止を2回以上設定する。</p> <p>2 路端への停車及び駐車については、大型第二種免許及び中型第二種免許に係るものにあつてはあらかじめ停止目標を指定する停車を3回、普通第二種免許に係るものにあつては停車場の直前における指示による停車を3回（そのうち1回は停車禁止場所での指示によるものとする。）及びあらかじめ停止目標を指定する停車を1回行うものとする。</p> <p>3 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路1,200メートル以上含むものとする。</p> <p>4 この表において「生活道路」とは、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路をいう。</p>			

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験

課題	条件
略	
上り坂の停止及び発進	略

人の乗降のための停車及び発進		略	
略			
方向変換又は縦列駐車		略	
鋭角コースの走行		略	
障害物設置場所の通過		1回	1回
略			
総走行距離		略	
備考			
<p>1 普通第二種免許に係る信号通過又は一時停止については、信号機によらない一時停止を2回以上行うものとする。</p> <p>2 人の乗降のための停車及び発進については、大型第二種免許に係るものにあつてはあらかじめ停止目標を指定する停車を3回、普通第二種免許に係るものにあつては、停車場の直前における指示による停車を3回（そのうち1回は、停車禁止場所での指示によるものとする。）及びあらかじめ停止目標を指定する停車を1回行うものとする。</p> <p>3 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度による走行を1,200メートル以上含むものとする。</p> <p>4 この表において「生活道路」とは、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等における道路をいう。</p>			

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験

課題	条件
略	
坂道コースの走行	略

指示速度による走行	略
略	
牽引車による方向変換の方法	方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車とを直線の状態で停止させること。
路端における停車及び発進（大型仮免許及び中型仮免許に限る。）	<p>(1) 指定した目標物に、車体のフロントバンパーの最先端を合わせ、かつ路端に平行で、縁石から30センチメートル未満の範囲に停車させた後、前方の障害物を回避し、走行させること。</p> <p>(2) 車体を路端に平行かつ縁石から30センチメートル未満に停車することができなかった場合は、切返し等をさせて範囲内に収めること。</p>
隘路への進入（大型仮免許及び中型仮免許に限る。）	<p>(1) 進入は、右折又は左折により進入路（幅6メートル）からはみ出さないように進入し、止まることなく90度方向を変え、幅3メートル、長さ12メートル（中型自動車にあつては、幅2.7メートル、長さ8メートル）に引かれた2本のラインの範囲に車体を収めること。</p> <p>(2) 切返しをさせる前後の範囲は、2本のライン前方に2メートル（中型自動車にあつては、1.5メートル）を加えた14メートル（中型自動車にあつては、9.5メートル）とする。この場合、左右の幅の範囲（3メートル（中型自動車にあつては、2.7メートル））を逸脱しても差し支えないが、車体後方のオーバーハング部分を除き、前後の範囲内（14メートル（中型自動車にあつては、9.5メートル））で行うこと。</p>
略	

指定速度による走行	略
略	
牽引車による方向変換の方法	方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車とを直線状に停止させること。
略	

特別コースの走行(二輪車に限る。)	略	
	指示速度からの急停止	略

2 大型免許、中型免許に係る技能試験

課題	条件
採点の範囲	採点は、乗車時から下車時までの間(コースにおける方向転換にあつては方向変換コース(出入口部の長さは、大型貨物車は10メートル、中型貨物車は8メートルとする。)に車体が入り始めてから、方向変換を行い、その方向変換コースから車体が全部出るまでの間とし、コースにおける縦列駐車にあつては縦列駐車コースに平行して停止した時から、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体が全部出るまでの間とする。)のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間及び路上における試験の起点又は終点を場内とする場合における場内を走行する間については、採点を行わないものとする。
安全確認の方法	安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡によること。
鋭角コースの走行	鋭角コースは、3回以下の切返しによって走行すること。
方向変換	コース凹部に後退で入れること。
縦列駐車	コースに平行して停止した後、駐車範囲内に車体の全部を入れること。
障害物設置場所の通過	方向変換又は縦列駐車のコース内において後退停止する場合は、後方障害物と車体の間隔を50センチメートル以内にするここと。

3 普通免許に係る技能試験

課題	条件
----	----

特別コースの走行	略	
	指定速度からの急停止	略

2 普通免許に係る技能試験

課題	条件
----	----

略

備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 原則として、一般課題（場内コースにおける方向変換又は縦列駐車を除く。）及び特別課題は、連続して行うこととし、一般課題を先に実施すること。ただし、連続して設定できない場合の移動は、試験官が試験車両を運転して行うこと。
- 2 一般課題の場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、特別課題の後に実施すること。
- 3 特別課題は、受験者が終点に達することができないままおおむね4キロメートル（右折及び左折をそれぞれ1回以上行った者にとっては、おおむね3キロメートル）を走行した場合には、その時点で安全かつ適切な場所を指示して停車させ、試験を終了すること。

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験

課題	条件
採点の範囲	採点は、乗車時から下車時までの間（コースにおける方向変換にあつては方向変換コース（出入口部の長さは、 <u>大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートル、普通自動車は5メートルとする。</u> ）に車体が入り始めてから、方向変換を行い、その方向変換コースから車体が全部出るまでの間とし、コースにおける縦列駐車にあつては縦列駐車コースに平行して停止した時から、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体が全部出るまでの間とし、鋭角コースの走行にあつては鋭角コースに車体が入り始めてからその鋭角コースの範囲から車体が全部出るまでの間とする。）のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間及び路上における試験の起点又は終点を場内とする場合における場内を走行する間については、採点を行わないものとする。
略	
転回（普通第二種免許に限る。）	略

略

備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 原則として、一般課題（コースにおける方向変換又は縦列駐車を除く。）及び特別課題は、連続して行うこととし、一般課題を先に実施すること。ただし、連続して設定できない場合の移動は、試験官が試験車両を運転して行うこと。
- 2 一般課題のコースにおける方向変換又は縦列駐車については、特別課題の後に実施すること。
- 3 特別課題は、受験者が終点に達することができないままおおむね4キロメートル（右折及び左折をそれぞれ1回以上行った者にとっては、おおむね3キロメートル）を走行した場合には、その時点で安全、かつ、適切な場所を指示して停車させ、試験を終了すること。

3 大型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験

課題	条件
採点の範囲	採点は、乗車時から下車時までの間（コースにおける方向変換については方向変換コース（出入口部の長さは、 <u>大型乗用車は8メートル又は10メートルとし、普通自動車は5メートルとする。</u> ）に車体が入り始めてから、方向変換を行い、その方向変換コースから車体が全部出るまでの間とし、コースにおける縦列駐車については縦列駐車コースに平行して停止した時から、駐車範囲内に車体の全部を入れ、その駐車範囲内から車体が全部出るまでの間とし、鋭角コースの走行については鋭角コースに車体が入り始めてからその鋭角コースの範囲から車体が全部出るまでの間とする。）のすべてについて行うこと。ただし、ならし走行の間及び路上における試験の起点又は終点を場内とする場合における場内を走行する間については、採点を行わないものとする。
略	
転回	略

略

障害物設置
場所の通過

大型第二種免許及び中型第二種免許については、方向変換又は縦列駐車のコース内において後退停止する場合は、後方障害物と車体の間隔を50センチメートル以内にする事。

略

障害物設置場
所の通過

大型乗用車は、方向変換又は縦列駐車のコース内において後退停止する場合は、後方障害物と車体の間隔を50センチメートル以内にする事。

附 則

この規程は、平成19年6月2日から施行する。ただし、第3条、第4条、第9条、第10条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。